

神戸芸術工科大学学生専用マンション 使用規程

趣 旨

第1条 この規程は、神戸芸術工科大学学生専用マンション（以下「本マンション」という。）の使用方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

目 的

第2条 本マンションは、神戸芸術工科大学（以下「本学」という。）に在籍する学生の福利厚生のために設置することを目的とする。

入居資格

第3条 本マンションの入居は、次の条件を満たす者とする。

- (1) 正規学生、研究生及び交換留学生
- (2) 就学に意欲があり、かつ、大学行事等に参加できる者
- (3) 神戸芸術工科大学学則（以下「学則」という。）、神戸芸術工科大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）及び神戸芸術工科大学学生専用マンション使用規程（以下「本規程」という。）を遵守し、集合住宅における生活マナーに配慮できる者
- 2 その他、本学が認めた者は、入居できるものとする。
- 3 次の一に該当する者は、入居資格を持たないものとする。
 - (1) 集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行う団体又はこれを行うことを助長する恐れのある団体に属している者及びこれらの者と取引のある者
 - (2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づき処分を受けた団体に属している者及びこれらの者と取引のある者、その他これらに類する団体に属している者及びこれらの者と取引のある者
 - (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に定義される風俗営業及び同法第2条第5項に定義される性風俗関連特殊営業を行う者

入居期間

第4条 入居期間は、本学が許可した期日までとする。
 2 年度途中での退去は、原則として認めない。
 3 入居許可期間の満了以前に退去する場合は、3ヵ月前までに本学所定の書類を学生生活・国際交流課へ提出しなければならない。

入居費用及び納入方法等

第5条 入居費用は、次の通りとする。

- (1) 入居手数料 150,000円（入居時のみ）
- (2) 賃料及び共益費（月額）

賃料		共益費
A タイプ	49,000 円	6,000 円
B タイプ	54,000 円	
C タイプ	59,000 円	

- (3) 本学が指定する 24 時間サポートサービス費用（月額）
- 2 入居手数料は、所定の期日までに本学指定の銀行口座に振込みにより納入しなければならない。
- 3 賃料及び共益費並びに本学が指定する24時間サポートサービス費用は、毎月指定する期日に原則として自動振替により納入しなければならない。ただし、初回の納入については、所定の期日までに振込みにより納入するものとする。
- 4 入居日又は退去日が月の途中になる場合でも、賃料等の日割り計算は行わない。
- 5 一旦納入された費用は、原則として返還しない。
- 6 光熱水費及びインターネット費用等は、入居者自身が事業会社等と契約の上で料金を支払うものとし、本学は一切関与しない。
- 7 交換留学生の費用については、別途定める。
- 8 本学は、賃料及び共益費並びに本学が指定する24時間サポートサービス費用の徴収等を株式会社学生情報センターに委託する。

入居申請及び許可

第6条 入居希望者は、入居申込書を所定の期日までに学生生活・国際交流課へ提出しなければならない。
 2 学生生活・国際交流課は、入居者及び部屋番号を決定し、申請者に書面で通知する。
 3 入居許可を受けた者は、自己都合による入居辞退をすることができない。ただし、本学が認めた場合はこの限りではない。
 4 本学への入学を辞退した者は、入居許可を取り消す。

入居手続

第7条 入居許可を受けた者は、所定の期日までに次の書類を学生生活・国際交流課へ提出しなければならない。

- (1) 誓約書
- (2) 入居者台帳
- (3) 預金口座振替依頼書自動払込利用申込書
- (4) 反社会的勢力排除への取り組み及び個人情報のお取り扱いについて

(5) 入居手数料振込用紙の控え

2 所定の期日までに入居手数料の納入及び必要書類の提出がない場合は、入居許可を取り消すことができる。

入居及び退去時期

第8条 本マンションへの入居日は、原則として4月1日以降とする。
 2 本マンションからの退去日は、退去月の25日までとする。ただし、3月については、卒業式の翌日までに退去するものとする。
 3 前項にかかわらず、本学が退去を命ずる場合は、本学が指定する期日までに退去しなければならない。

鍵の受け渡し

第9条 入居者は、入居時に受領書と引換えに部屋の鍵1本の貸与を受け、退去時に返却しなければならない。
 2 貸与された鍵の複製は禁止する。
 3 貸与された鍵を紛失・破損した場合や複製が発覚した場合は、理由にかかわらず交換代金実費を本学が入居者に請求し、入居者は支払いの義務を負うものとする。

退 去

第10条 退去の際は、清掃及び私物の撤去を行い、部屋を入居前の状態に回復させなければならない。
 2 退去の際は、本学が指定する者の点検に立ち会わなければならない。
 3 前項の点検において設備の汚損・破損等がある場合は、別に定める修繕負担区分表に基づき、修繕費用実費を本学が入居者に請求し、入居者は支払いの義務を負うものとする。

退去措置

第11条 入居者が次の一に該当する場合は、本学は退去を命ずることができる。
 (1) 本学の学生としての身分を失ったとき。
 (2) 学則、大学院学則及び本規程等に反し学生としての本分に反する行為のあったとき。
 (3) 家賃を2ヵ月以上滞納したとき。
 (4) 設備・備品等を故意に汚損・破損する行為のあったとき。
 (5) 疾病その他保健衛生上共同生活に適さないと認められたとき。
 (6) 長期の休学及び留学をするとき。
 (7) 虚偽の申告をして入居したことが明らかになったとき。
 (8) その他、本学が入居に適さないと認めたとき。

禁止事項

第12条 下記の行為は、禁止する。
 (1) マンション敷地内及び居室内の喫煙
 (2) マンション敷地内及び居室内へ発火性又は爆発性を有する危険物などを持ち込むこと。
 (3) 音の大きい楽器や音響機器の使用
 (4) 他の者への転貸
 (5) 生き物（昆虫、魚類等を含む）の持込み及び飼育
 (6) 騒音・悪臭等、他の入居者や近隣住民への迷惑行為
 (7) 共有部分に私物やゴミを放置したり、ポスターの貼り付けやDMの設置をすること。
 (8) 入居者以外の長期間の滞在及び2名以上での居住
 (9) 政治・思想・宗教活動を行うこと。
 (10) 石油ストーブ等、室内での火気の使用（キッチン設備を除く）
 (11) 設備の改変など、工作を加える行為
 (12) 釘や押しピンの使用
 (13) 上記のほか、公序良俗に反する行為

管理運営

第13条 学生生活・国際交流課は、必要に応じて入居者の立会いを求め、使用状況を点検し、指導・助言を行うことができる。
 2 管理上、緊急と判断した場合は、本学職員又は管理会社スタッフが入居者の許可なく室内に立ち入ることができる。
 3 本マンション内におけるトラブル、事故、盗難及び事件については、本学は一切責任を負わない。

事務所管

第14条 この規程の事務所管は、学生生活・国際交流課とする。

改 廃

第15条 この規程の改廃は、教授会の意見を聴いて学長が行う。